

ワンポイント 通信

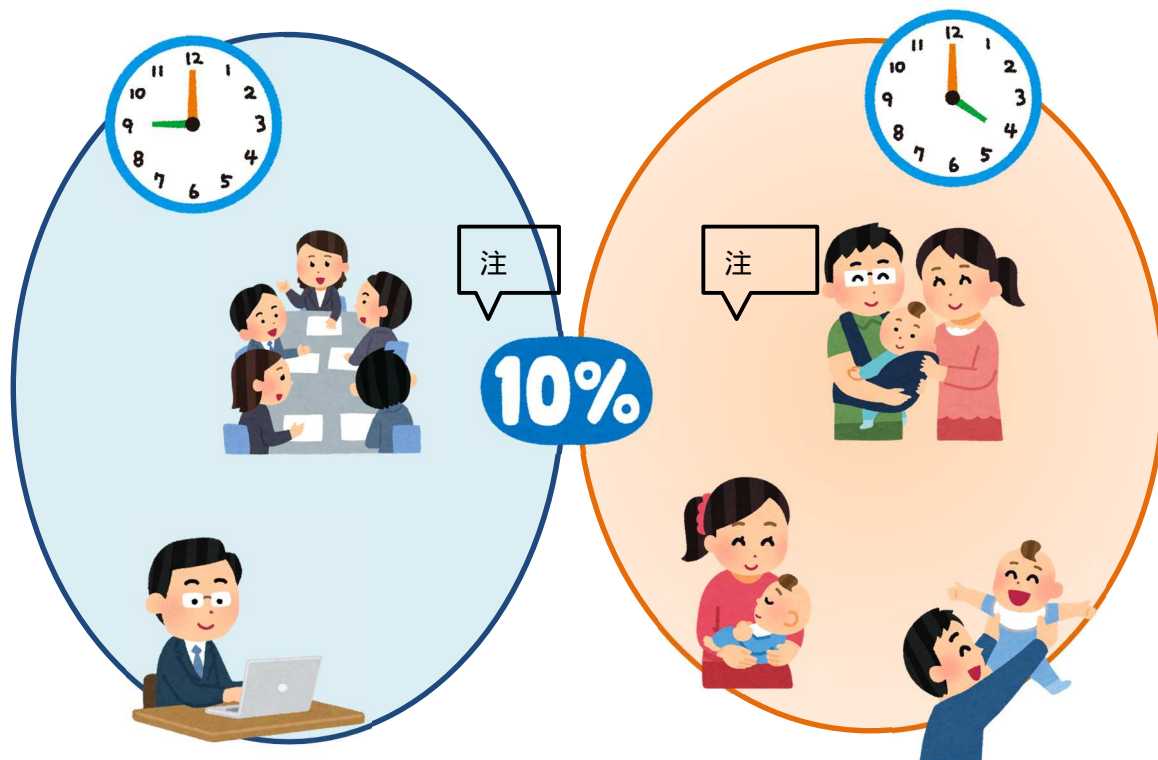
E-mail pro@3d-m.jp Web <https://www.3d-m.jp/>

TEL 0258-36-2685 FAX 0258-35-2820

次ページに 注 マークについて、より詳しく見ることができます

<労務> 2025年4月1日より、

育児時短就業給付金制度が**新設**されます



内容のご質問等については、TEL 0258-35-2821 担当 高野裕久・堀井 まで

配信中止等のお問い合わせは、ホームページ <https://www.3d-m.jp/contact/others/>

開催セミナーのご案内

無料セミナー 対面セミナー形式にて開催

令和7年6月20日(金) 時間:14:00~15:30 会場:パートナーズPLAZA

内容『相続、贈与への苦手意識を克服しましょう』

講師:高野法律事務所 加澤正樹先生

パートナーズプロジェクト税理士法人 阿部友幸先生

ワンポイントノート 第 478 号 『2025 年 4 月 1 日より、育児時短就業給付金が新設されます。』

現在、育児介護休業法に基づき 3 歳未満の子を養育する労働者(男性女性ともに)に対して、「育児のための短時間勤務制度」の導入が義務付けられています。しかし、時短勤務制度を利用すると給与が減ってしまうのが一般的となります。そこで、時短勤務による賃金の低下を補填するために、2025 年 4 月 1 日より『2 歳未満の子を養育する場合』に限り、『育児時短就業給付金』をハローワークから受け取ることができます。

育児時短就業給付の対象者

2 歳未満の子供を養育するために時短勤務となる雇用保険に加入している労働者。

下記のいずれかを満たすこと

- ・育児時短就業開始前の原則 2 年間に雇用保険被保険者期間が 11 日以上出勤した月が 12 ヶ月以上あること。
- ・育児休業給付金または、出生時育児休業給付金の支給を受けていた場合に、それらの休業終了後に引き続き育児時短就業をしたこと。

例えば、育児休業給付金受給後に育休から復帰時に、短時間勤務へと働き方を変えた場合など。

育児時短就業給付金の支給金額

育児時短就業中に支払われた賃金額の 10%相当額を支給。

申請方法と必要な資料(初回の場合)

原則、事業主がハローワークに提出し申請。ただし、本人の希望があれば労働者本人の提出も可能。

必要な資料

育児時短就業を開始した日、賃金額と支払い状況が確認できるもの、勤務時間が確認できるもの
(例えば・・・賃金台帳、出勤簿またはタイムカード、労働条件通知書(時短勤務への雇用形態変更による)、
育児短時間勤務申出書写し、就業規則など)

育児の事実、出産予定日及び出生日が確認できるもの
(例えば・・・母子手帳写し(出生届出済証明ページと分娩予定日が記載されたページ)、住民票写し、医療機関
の診断書写しなど)

マイナンバーが分かる資料、給付金振込希望口座の通帳の写し

育児短時間就業給付が導入された背景としては、柔軟な働き方として時短勤務制度を選択しやすくなるようにするためです。

これまでの時短勤務制度となると、『働く時間を短くする=賃金が低下する』といった理由で、選択を断念されてきた労働者もいらっしゃるかと思います。

また、育児と仕事とのバランスが取れずに、やむなく離職するケースも実際にはあります。

2025年4月から、もうひとつ新たにお子さんの出生直後の一定期間に両親ともに(配偶者が働いていない場合は本人が)、14日以上の子育て休業を取得した場合に他の育休に関する給付金と併せて給付が可能となる『出生後休業支援給付金』も創設されました。

従業員の育児と仕事におけるキャリア形成の両立支援を推進することが大きな目的となりますが、事業主側としても、復職後の離職防止や人手不足の解消にもつながり、働きやすい職場環境を社内外に広めることもできるかと思います。

ご不明な点がございましたら、専門家までご連絡ください。